

白糠町移住促進に係る『ちょっと暮らし』住宅入居者募集要項

～白糠町へ移住・定住してみませんか～

1 要旨

本町では、移住・定住を希望される方々への支援として、住まいの確保をしまして移住・定住準備のための住戸の提供を行います。

2 募集内容

- (1) 募集住宅：日の出団地3F-38棟（住所：白糠町東1条北7丁目3番地）
- (2) 募集戸数：4戸（9号、10号、11号、12号）すべて3階で3DKです。
（エレベーターは、設置していません。）
- (3) 使用期間：1週間以上で1ヶ月を超えない期間
（使用期間の入退居につきましては、土・日・祝日を除いた平日とします。）
- (4) 使用料：次の表に掲げる使用料の一部（50%）を申込金として、指定期日までに納付書により前納してください。また、申込金を除く使用料については、使用開始当日に現金で納付してください。

使用期間	1週間	2週間	3週間	1ヶ月
使用料(単位：円)	6,900	13,800	20,700	27,500
〔うち申込金 (使用料の50%)〕	(3,450)	(6,900)	(10,350)	(13,750)

※申込金とは使用料の一部（50%）のことで前納する使用料です。

※使用期間の定義は、1週間は7日間とし、1ヶ月は31日間といたします。

※使用期間がそれぞれの週末満の日数の場合でも、その週に相当する使用料といたします。

※使用期間が1ヶ月を超える場合、1ヶ月分に超えた日数に相当する週の使用料を加算いたします。

※申込み完了後のキャンセルについては、キャンセル料を徴収します。

（使用料の50%とする）ただし、既納の申込金をキャンセル料に充てることができます。

※使用料に含まれるものは、下記のとおりです。

- 期間中のガス代、電気料金、上下水道料金、備え付け家財道具などの使用料
NHK受信料、暖房機器の燃料代、駐車場使用料（1台分）、インターネット回線使用料。

※使用料とは別に共用管理費1,000円(使用期間にかかわらず)が必要になります。

- (5) 設置されている家電など備品について：テレビ、照明器具、冷蔵庫、洗濯機、暖房機器、食器類など(備品リストを参照願います。)

- (6) その他：①住宅に寝具はありませんので各自でご用意ください。

なお、リース（貸し布団）をご案内いたしますので問い合わせください。

- ②洗面具（石鹸・シャンプー等）及び衛生用品（歯ブラシ・タオル・ティッシュペーパー・トイレトペーパー等）の日常消耗品は各自でご用意願います。

③飲食費、交通費は各自でご負担ください。

3 応募資格等

- 町外から本町へ移住や定住をご希望される成人の方で、同居する親族がある世帯とします。定員は、原則2人以上とします。
- 暴力団員（申込者だけでなく、同居者も含みます。）には入居資格はありません。
- 申請は1世帯1戸とし、使用許可決定後、速やかに入居できる世帯とします。

4 応募方法

- 白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可申請書を白糠町ホームページよりダウンロードまたは、当町へご請求いただき必要事項を記入して、使用開始日の14日前までに郵送にて提出してください。
 - (1) 提出書類：①白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可申請書
②本人確認のできるもの（運転免許証など顔写真付きのもの）の写し
 - (2) 送付先・お問い合わせ先
〒088-0392 白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
白糠町役場経済部建設課住宅管理係（TEL 01547-2-2171 内線284）
受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

5 選考方法

- (1) 申請書を審査し、先着順により使用者を決定します。また、同じ住宅の使用期間に複数のお申込みがあった場合は、日程調整させていただき決定いたします。なお、入居の可否については、後日郵便により通知します。
- (2) 使用許可決定通知書と併せて申込金の納付書を送付いたします。なお、指定期日までに申込金が前納されない場合は、使用者に告知し使用許可を取り消すことがあります。

6 入居・退居の手続き

- (1) 入居について、使用開始当日に使用許可決定通知書と申込金の領収書を持って白糠町役場経済部建設課住宅管理係へお越しください。諸手続き等が完了した後に、住宅の鍵をお渡しいたします。
- (2) 退去について、退去時に現状確認をさせていただき、住宅の鍵を返却いただきます。なお、原状回復に係る修繕費用が発生した場合は、原則として使用者の負担とします。
- (3) 入退居日につきましては、土・日・祝日を除いた平日とします。
 - 受付時間 10:00～15:00

7 アンケート協力等

入居が決定した方は、利用状況や本町での活動状況等に関するアンケートに協力をしていただきます。また、アンケートの回答内容につきましては、HP等で公開させていただきます。

8 その他

- (1) 使用者のルール
 - ①使用者は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備え付けの備品、食器類等を適切に取り扱ってください。
 - ②ごみは決められたルールに従い排出してください。
 - ③使用者は、住宅の使用期間が満了するときに清掃等を行い、住宅を現状に復し、直ちに鍵を返却してください。
- (2) 使用の制限・禁止事項

①ペットの飼育は屋内、屋外問わず禁止します。

②近所の住民に迷惑を及ぼす行為は禁止します。

